



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

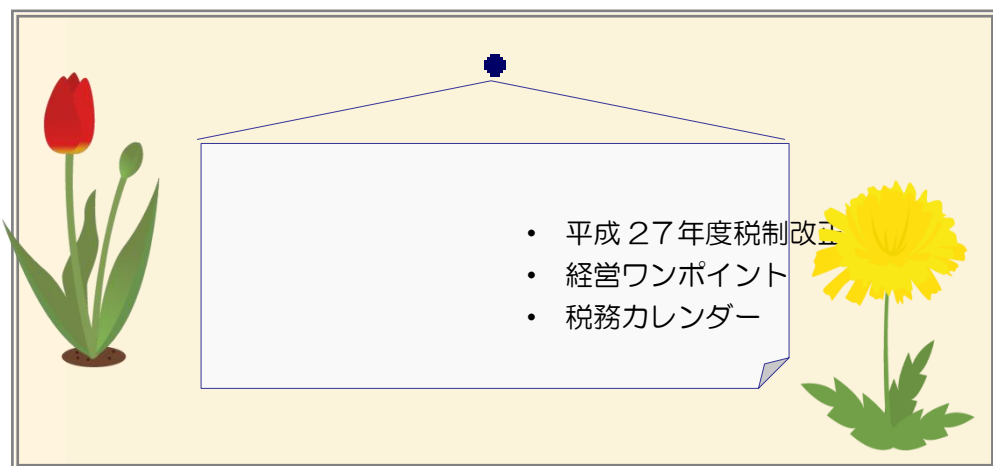
H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新緑が眩しい季節となりました。不安定な天候が続いております。火山灰や PM2.5 等も飛んでおりますので、体調管理にはくれぐれもお気を付け下さい。

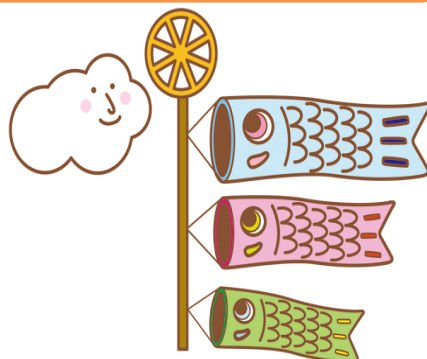
さて、消費税増税から 1 年が経ちました。そろそろ 8% が馴染んできた頃でしょうか。しかし平成 29 年には、更なる消費税増税が待ち受けています。何かご質問や疑問等がございましたら、担当者にお気軽にお尋ね下さい。

今回の TM 情報では、平成 27 年度税制改正をご紹介しますのでどうぞ、ご一読下さい。敬具



平成 27 年度税制改正について

経済成長を重視し、「アベノミクス」の柱となる法人税の実効税率引き下げが特徴です。個人向けには、高齢者の資産が若い世代に渡るよう促す政策が主軸となりました。



☆Point☆

所得課税

- 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設
- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の拡充
- 住宅取得等に係る措置の適用期限の延長
- 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設
- 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）の拡充

法人課税

- 法人税率の引下げ
法人税率が23.9%（現行25.5%）へ引き下げられました。
- 中小法人、公益法人等の軽減税率の特例の適用期限の延長
- 受取配当金等の益金不算入制度の見直し
- 欠損金の繰越控除制度等の見直し
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額を2段階で所得の50%まで引き下げます。平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金額については繰越期間を10年に延長されました。

消費課税

- 消費税率の引上げ時期の変更等
消費税率の10%への引上げの施行日が、平成29年4月1日とされました。

納税環境

- 財産債務明細書の見直し
財産債務明細書について、①提出基準、②記載事項、③過少申告加算税等

の特例、について見直しが行われ、財産債務調書として新たに整備されました。

資産課税

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し

以下の措置が講じられた上、適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。

(金額は良質な住宅用家屋の場合。※カッコ内は良質な住宅用家屋以外の住宅用家屋の場合)

- ①住宅用家屋の取得等に係る対価又は費用に含まれる消費税等が 10%

平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月 3,000 万 (2,500 万)

平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月 1,500 万 (1,000 万)

平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月 1,200 万 (700 万)

- ②上記①以外の場合

～平成 27 年 12 月 1,500 万 (1,000 万)

平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月 1,200 万 (700 万)

平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月 1,000 万 (500 万)

平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月 800 万 (300 万)

- 結婚、子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置が創設されます。

結婚・出産・育児では祖父母や両親が、子や孫に資金をまとめて贈与する場合、一人当たり1000万円までの金額については、贈与税の課税価格に算入しないこととなります。(平成31年3月31日まで)

税制改正で盛り込まれた孫子への資金支援優遇制度

贈与税の非課税枠

- 結婚・出産・育児費用** (新設)
 - 15年 4月から 1000万円
- 住宅資金(拡大)**
 - 15年 1月から 1500万円
 - 16年 1月から 1200万円
 - 10月から 3000万円
 - ※エコ住宅の場合
- 教育資金(延長)**
 - 1500万円
- NISAの非課税枠** (新設)
 - ジュニアNISA
 - 16年 1月から 80万円
 - ※20歳未満

空家を持っていると税金が最大4.2倍に!?



「空き家等対策の推進に関する特別措置法」をご存じですか？

今年度より、一定の空家等の土地に対する固定資産税・都市計画税が増税となりました。

現在、住宅用地の特例として、

・200㎡以下

・200㎡超

固定資産税 1/6

固定資産税 1/3

都市計画税 1/3

都市計画税 2/3

という減額措置がありますが、一定の空家等(＝特定空家等)の土地は、この特例の対象外となります。

今回の空家対策のターゲットとなる「特定空家等」とは、

- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
- (2) 著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

にあると認められる空家等をいいます。

固定資産税と都市計画税は1月1日時点で判断されるため、平成28年度分から増税になる可能性があります。

さて、この特例の除外により、土地の固定資産税が1/6になる特例がなくなり最大6倍になると思われるかもしれませんが、現在は70%の負担調整措置があるため

$$6 \text{ 倍} \times 70\% = \text{最大} 4.2 \text{ 倍}$$

ということになります。

これまでは空家を壊し更地にすると税負担が上がるため、放置されがちでしたが、今後は優遇措置がなくなることから、更地にしたほうが税負担が軽くなるということになります。

総務省によると、適切な管理がなされないまま放置されて空家となった住宅は、2013年10月現在、全国で約820万戸にのぼり、空家率は13.5%で共に過去最高となりました。はたして今回の改正が、空き家対策を強力に進める支援措置となるのでしょうか。

経営のワンポイント

マイナンバー制度への対応準備を経団連が呼びかけ？

マイナンバー（社会保障・税番号制度）の導入に向け、本年10月から、マイナンバーの通知が開始されます。企業においては、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の支払・事務手続きなどでマイナンバーの取り扱いが必要となり、対象業務の洗い出しや対処方針の決定など、マイナンバー制度への円滑な対応に向けた準備を行う必要があります。

そこで、日本経済団体連合会は文書で、

- (1) 対象業務の洗い出し
 - (2) 対処方針の検討
 - (3) マイナンバー収集対象者への周知
 - (4) 関連システムの改修等
- 等と呼びかけました。



(1) 対象業務の洗い出し……

- 給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係資料や、健康保険
- 厚生年金保険、雇用保険関係書類などのマイナンバーの記載が必要な書類の確認
- 従業員等とその扶養家族、報酬の支払先、不動産使用料の支払先、配当等の支払先、など

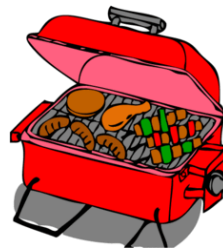
(2) 対処方針の検討……

- 組織体制の整備
- 社内規程の見直し
- 担当部門・担当者の明確化等
- 身元確認・番号確認方法に係る検討
- 物理的安全管理措置の検討
- 収集スケジュールの策定



(3) マイナンバー収集対象者への周知……

- 収集までのスケジュールの提示
- 教育、研修
- 利用目的の確定
- 提示



(4) 関連システムの改修……

- ・ 人事給与システム
- ・ 健康保険組合システム

なお、法人番号についても 1 法人 1 つの番号が指定され、本年 10 月以降、国税庁から、登記上の本店所在地宛に 13 ケタの法人番号を通知されます。

法人番号は広く公表され、マイナンバー（個人番号）と異なり、官民間問わず自由に利用可能、と周知しています。

新人紹介

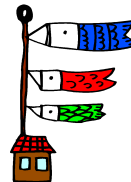
名前：瀧口 駿介

血液型：A 型

一言：2 月に入所しました。少しでもお客様のお役に立てるように頑張ります



税務カレンダー



6月	7月	8月
5月分源泉所得税・住民税の納付 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告	6月分源泉所得税・住民税の納付 5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告 源泉所得税の特例者の納期限（1月～6月分） 固定資産税の納付（第2期分） 所得税の予定納税額の納付（第1期分）	7月分源泉所得税・住民税の納付 6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告 個人事業税の納付（第1期分） 個人事業者の消費税中間申告

～編集後記～

今回初めて担当させていただきました。今後とも皆様に、お役に立てる情報を提供していけたらと思っています。

瀧口